

中小企業再生支援協議会について

平成20年3月
中小企業庁経営支援課

中小企業再生支援協議会のこれまでの取組みについて

中小企業再生支援協議会の活動実績

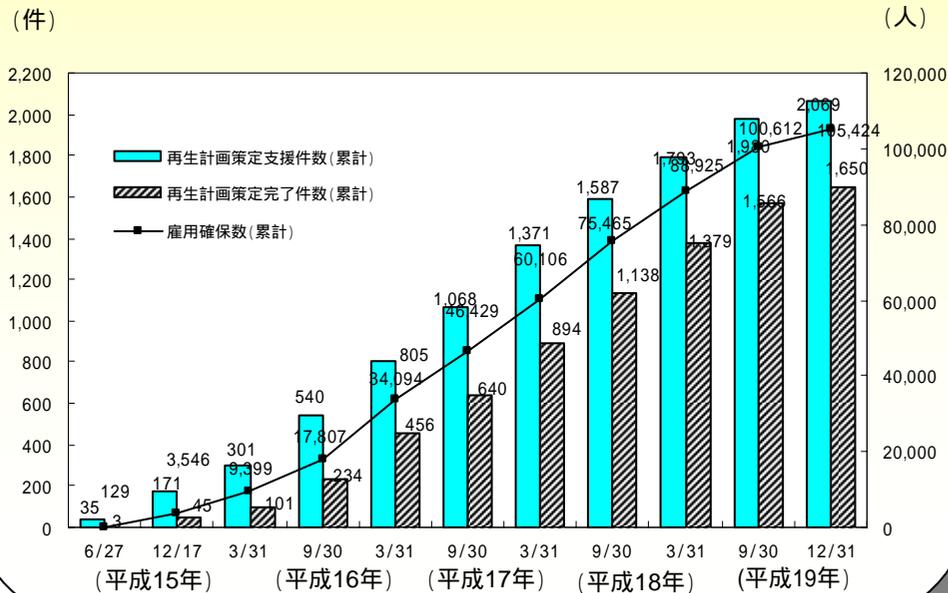
中小企業の再生を支援するため、各都道府県に「中小企業再生支援協議会」を設置。

各協議会に企業再生の知識と経験を有する専門家(公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士等)が常駐。中小企業の再生に係る相談などにきめ細やかに対応し(1次対応)、必要があれば再生計画策定支援(2次対応)を行う。

相談取扱い企業は **13,479企業** (H19/12/31現在)

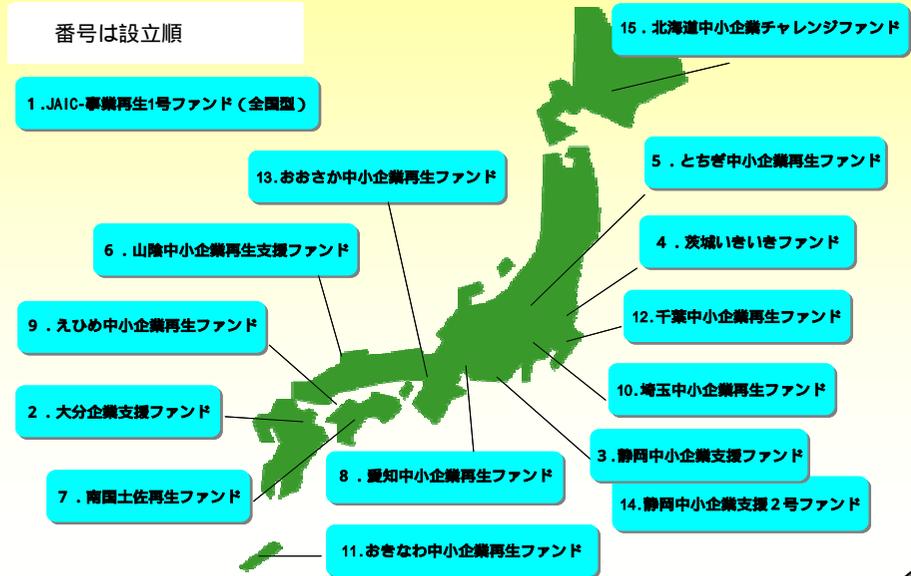
これまで **2,069件** の再生計画策定を支援。

うち、既に **1,650件** の再生計画策定完了、**105,424人** の雇用を確保。



中小企業再生ファンドについて

中小企業基盤整備機構が出資する中小企業再生ファンドの組成は15件、483億円。投資実績は102社、約198億円。(20年1月末現在)



地域力再生機構との連携について

地域力再生機構については、3セク等の公共性の強い分野の再生について先導的な役割を果たすことを期待しており、今後、協議会と再生機構との適切な連携などにより、地域の事業再生に向けた取組を効果的に進展することを期待。

中小企業再生支援協議会の機能強化の方向性について

課題

全ての協議会のレベルの向上

各々の地域事情を斟酌しつつも、協議会全体として基準・手法の一定の標準化が必要。

案件の高度化

債務免除や企業再編(会社分割・事業譲渡等)を伴う案件が増加

事業再生の確実な成果

再生計画策定支援完了先へのフォローアップが重要

小規模企業案件の増加

小規模企業(信用金庫・信用組合の融資先)の再生案件への対応が増加傾向

具体的な取組

中小企業再生支援全国本部()による各協議会へ活動支援の強化

個別相談への対応能力強化

・各協議会からの個別相談への対応能力を高めるため常駐専門家を増員。(5人 20人)

専門家人材の紹介

・地域における専門家不足を解消するため、各協議会への紹介機能を強化。
(2000人規模の専門家データベースを整備)

各県協議会の支援機関として平成19年6月28日に(独)中小企業基盤整備機構に設置。

協議会の案件対応能力の向上

案件処理の手続、基準の統一化

・協議会間の案件処理の手続等を統一するため、中小企業再生支援協議会事業実施基本要領に従った案件処理を促進することにより、手続の透明性を確保。

体制強化

・案件増加への対応、処理能力向上のため、常駐専門家を増員。(200人 300人)
・弁護士会、公認会計士協会、税理士会等とのネットワークを強化。
・デューデリジェンス(財務調査、事業性分析等)費用の助成拡大。

業務改善活動

・定期的かつ継続的に自己評価と外部評価を実施。

再生計画策定先のフォローアップ

・中小企業診断士等を活用して完了案件のフォローアップを強化。

再生ファンドの拡充と連携強化

・(独)中小企業基盤整備機構が出資する中小企業再生ファンド(15件)の組成を促進するとともに、民間ファンドとの連携を推進。

小規模企業案件への対応能力の向上(信用保証協会による再生支援)

・比較的小規模な先を中心に債務保証を行う信用保証協会が、再生支援協議会の活動を補完するため、債権譲受け 再生ファンドへの出資業務を実施。

中小企業再生支援協議会の活動の補完(信用保証協会による再生支援)

課題

地方の中小企業の再生はまだ不十分であり、**比較的小規模な企業の倒産件数は増加傾向にある。**

信用保証協会による取組み

- (1) 中小企業の中でも比較的小規模な先を中心に債務保証を実施(我が国の中小企業の約4割の先)
- (2) 平成18年1月から代位弁済によって取得した求償権の放棄等を行うなど、再生支援を積極化。
- (3) 更に、**中小企業再生支援協議会の活動を補完し、比較的小規模な中小企業の再生をより一層促進するため、債権の譲受け、再生ファンドへの出資を可能とすべく、必要な制度改正を行っているところ。**
- (4) また、**信用保証協会の関与する再生案件について、税制の特例措置(債務免除益の圧縮)が認められる予定。**

信用保証協会の再生支援業務

(1) 債権譲受け

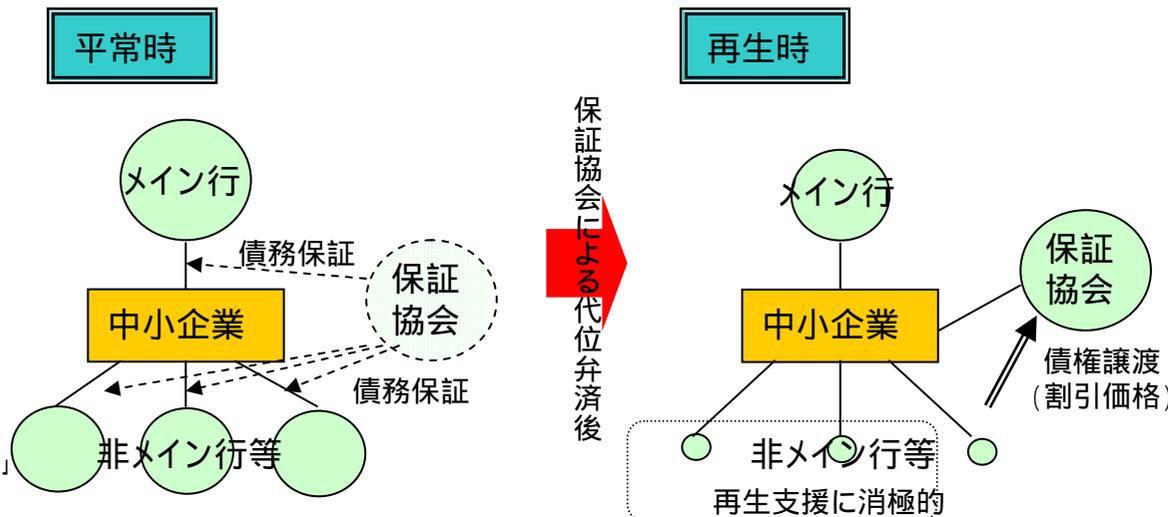
信用保証協会が、再生計画に反対する金融機関等の有する債権を、簿価から割り引いた適正な価格で譲り受けることを可能とすることで、再生に必要な円滑な債権者調整を達成する。

(2) 再生ファンドへの出資

信用保証協会が、地域金融機関や中小企業基盤整備機構等と協調して、再生ファンドへの出資を可能とすることで、地方の中小企業再生に必要な受け皿を確保する。

今通常国会に「信用保証協会法の一部を改正する法律案」を提出。

< 債権譲受けのイメージ >



企業再生税制の特例措置を受ける私的整理の要件の緩和 (法人税)

1. 現行制度

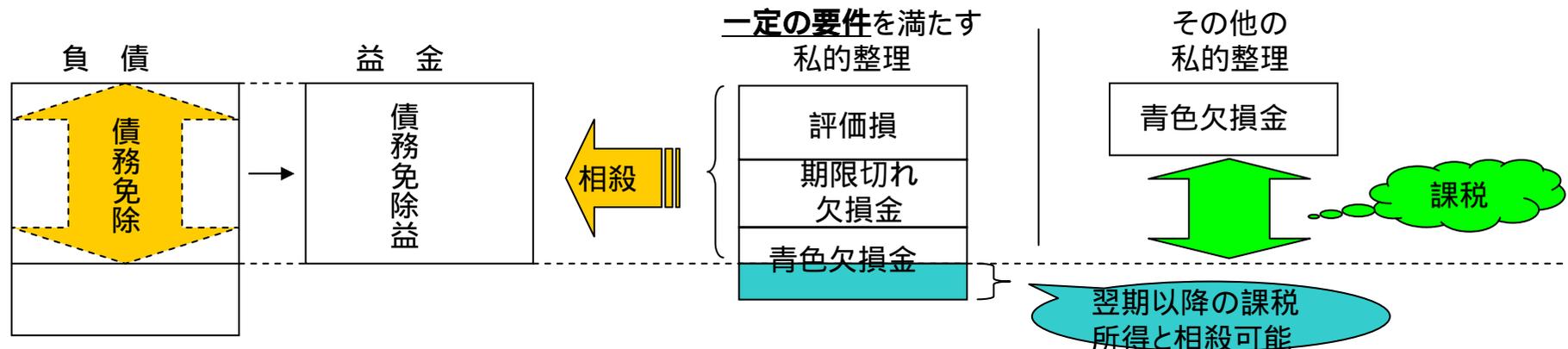
一定の私的整理について、資産の評価損及び評価益の計上、期限切れ欠損金の優先控除を認める。

<一定の私的整理の要件>

以下の ~ 及び 又は を満たすこと。

一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従って再生計画が策定されていること。
公正な価額による資産評定が行われ、その評価に基づく実態貸借対照表が作成されていること。
上記の実態貸借対照表に基づく債務超過の状況等により債務免除額が定められていること。

2以上の金融機関が債務免除することが定められていること。
政府関係金融機関又は整理回収機構（RCC）が債務免除することが定められていること。



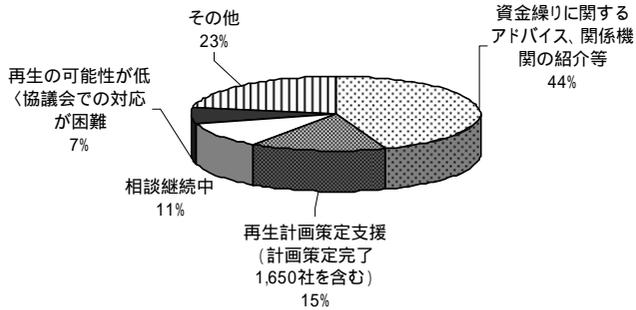
2. 改正内容

来年度税制改正において、保証協会の求償権放棄の他、1つ以上の金融機関の債務免除があった場合において、債務者の債務免除益の圧縮措置が講じられる予定。(自民党税制大綱記載)

今通常国会に「法人税法施行令の一部を改正する法律案」を提出。

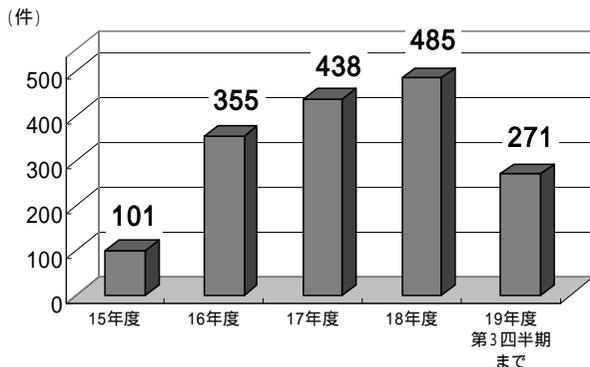
(参考) 中小企業再生支援協議会 活動の実績

窓口相談対応



・相談企業13,479社(平成19年度第3四半期まで)のうち、5,982社(約4割)は資金繰りに関するアドバイス、関係支援機関の紹介等により、再生計画策定の段階に至る前に問題が解決。

再生計画策定完了

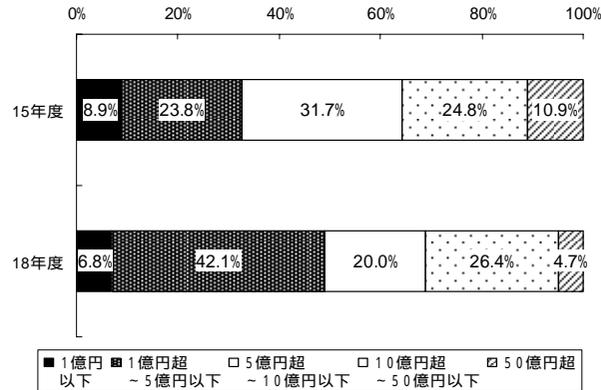


・平成19年度第3四半期までの完了件数は累計1,650件

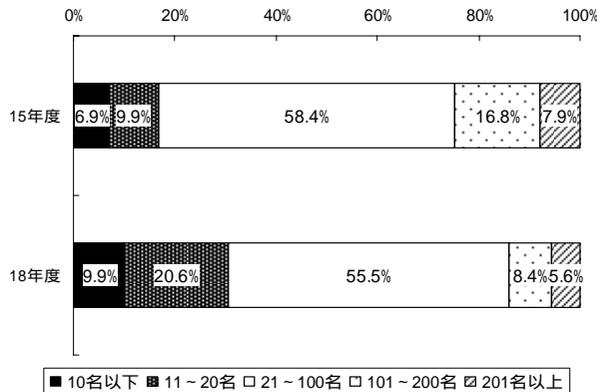
企業規模

完了案件

<売上高>



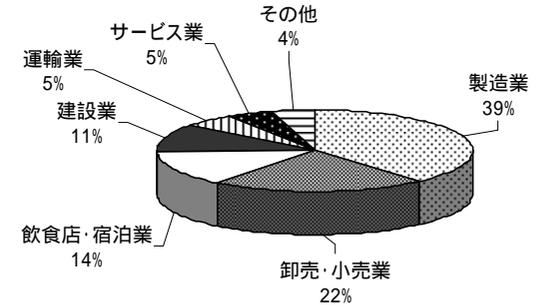
<従業員数>



・小規模から比較的大きな中小企業まで幅広く対応。
 ・再生計画策定完了案件についてみると、平成15年度実績と比較して売上高5億円以下の企業の割合が増加している。
 ・従業員規模を見ても、20名以下の企業の割合が増加している。

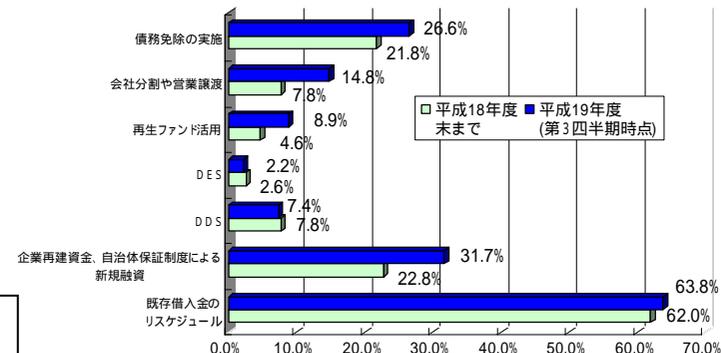
業種特性

完了案件



・業種別にみると、製造業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、建設業の順に多い。

再生手法



・平成19年度第3四半期は、平成18年度までの実績と比較すると、完了案件に占める債務免除を伴う案件や、企業再編を実施する案件の割合が高い。